

○黒石市資源ごみ回収町内ステーション設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、資源ごみ回収町内ステーション（以下「ステーション」という。）を設置し、又は修繕する市内町内会又は町内会に類する団体（以下「町内会等」という。）に対し、毎年度予算の範囲内で当該ステーションの設置又は修繕に要する費用の一部を補助することにより、資源ごみ回収に対する市民の意識を高めることを目的とし、当該補助金の交付に関しては、黒石市補助金等の交付に関する規則（昭和60年黒石市規則第7号。第5条において「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「ステーション」とは、町内会等が管理し、町内会等又は市が資源ごみの回収、管理及び処分を行うものをいう。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、ステーションの設置又は修繕に要する経費とする。ただし、ステーションの設置に係る土地の購入等に要する経費を除く。

2 補助金の額は、前項に規定する経費の2分の1以内の額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、75,000円を上限とする。

3 補助金の交付は、同一年度につき1町内会等当たり1回に限るものとする。

(交付の申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする町内会等（以下「申請者」という。）は、資源ごみ回収町内ステーション設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 領収書

(2) 建築物（ステーション）の図面

(3) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第5条 申請者が、前条の規定による申請書及び添付書類を提出した場合は、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。

（交付の決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、資源ごみ回収町内ステーション設置事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者が補助金を請求しようとするときは、資源ごみ回収町内ステーション設置事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた町内会等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該町内会等に対し補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を付して既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 不正又は虚偽の申請により補助金の交付を受けたとき。

(3) 資源ごみの回収実績が確認できないとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の黒石市資源ごみ回収町内ステーション設置事業補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる資源ごみ回収町内ステーションの設置又は修繕について適用し、同日前に行われた資源ごみ回収町内ステーションの設置又は修繕については、なお従前の例による。